

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和元年度第1回河内長野市放課後児童会運営審議会
2 開催日時	令和元年11月20日(水) 19時から
3 開催場所	河内長野市立市民交流センター 3階 会議室2
4 会議の概要	(1) 本市の現状について 事務局から資料の説明。1名から質問あり。 説明内容について疑義等はなし。 (2) 河内長野市子ども子育て支援事業計画 (令和2年度～6年度)について 来年度に改訂される同計画について、事務局から 概要説明。審議会として、事務局提案のとおりと することを決定とする。 (3) 運営における課題について 事務局から資料の説明。各委員から、課題等について 議論を行った。
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 生涯学習部地域教育推進課家庭教育推進係 (電話54-0005)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和元年 11 月 20 日（水）午後 7 時～

河内長野市放課後児童会運営審議会議事録

日 時 : 令和元年 11 月 20 日（水）午後 7 時～午後 8 時

場 所 : 市民交流センター3 階中会議室

出席者 : 岡澤 潤次 議長
辻野 晶子 副議長
鳶田 芳則 委員
中尾 優子 委員
藤原 秀一郎 委員
小田 浩伸 委員

事務局 松本教育長
小川部長
森課長
田中補佐
大喜多
藤井
洞渕

-
1. 開 会
 2. 委嘱状交付
 3. 教育長あいさつ
 4. 委員紹介
 5. 委員長・副委員長互選
 6. 委員長あいさつ
 7. 会議の公開について
 8. 議 案

1. 本市の現状について

質疑等

議長： 加配の配置が必要と認められる場合は、2名の増加。アルバイト職員の配置となっていますが？元教員の方ですか？

事務局： 資格をもった職員を配置しております。教職の免許や保育士の資格をもった方を配置させていただいております。

藤原委員： 全体1,051名 あと何人ぐらい入れるか？許容はどれぐらい？

事務局： 児童会は空き教室等をご利用させていただきながら、クラスの配置をさせていただく。また、学校との連携のなかで定員が決まっています。

事務局 課長： 基本的には12月から来年度の入会の申請が始まり、予定児童数をパイとして決めさせていただき、その児童数にあわせて、施設を用意させていただく。学校によっては、人数が増えたら児童会を増設するということになります。

2. 河内長野市子ども子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）

について

質疑等

議長： 精査いただいた数字をご説明いただいたわけですが、児童の絶対数は減っている、ところが、児童会は学年拡大の関係で増えている等の理由があり、ほぼ横ばいということですね。

事務局： 令和5年までは、1,000人を超える状況が続くと考えております。

議長： 実施箇所数が、減っていつておりますが、児童数減と関係しているのか？

令和元年 11 月 20 日（水）午後 7 時～

事務局： 多少影響が出てくるのが、令和 5 年からと思っております。

議長： 将来的には減り続けますか？

事務局： 6 年生までの学年拡大は終わっておりますので、今後は、保護者の就労状況等によるかと考えられますが、現在、1 年生全児童の 38%の方が児童会を利用している状況です。かなり高い利用率と考えられますので、今後ここから利用率がどんどん上がっていくとは予想しづらいと考えております。

辻野委員： 資料集の表を見ると、児童数が平成 29 年度 1,033 人で、クラス数 31 か所、平成 30 年度では、児童数が 1,035 人で、クラス数は 32 か所なって、令和元年 1,051 人に増えているのに、30 か所となっているのは何故ですか。

事務局： 40 人を超えると 2 つのクラスに割るということになっております。天野小学校、高向小学校など単数の児童会では、1 クラスの人数が 40 人前後の状況が続いており、40 人を少し上回るので、2 クラスになったり、今年度は 1 クラスでの運営になったりを繰り返している影響の結果でございます。

辻野委員： 量の見込みで、ずっと 32 クラスで予定しているということは、すべての単数児童会が 2 クラスに分かれることを予定しているということと考えたらいいですね。

議長： 定数によって微妙な状況がありますからね。

中尾委員： 自分の子どもも放課後児童会に入れておりますが、高学年になったら、習い事などで、児童会を退会する方が多い、現クラスは低学年に比して高学年が少ないということに、児童会はなっている。量の見込みは、それらも加味して検証されているのですか？

事務局： 学年別、学校別の数字を基に検証をさせていただいております。また、認定子ども園になって働く環境が整ってきておりますので、そのような状況も含めて検証しております。

議長： 高学年になると塾に行くという児童が多い。そういうことも数字で見えますね。

事務局： 夏休みを終わると、退会する児童がいるので、それも含めて検討しております。

議長： 年度途中での増減もありえますね。

事務局： 年度途中においても、定員に基づいてクラスの増減を行い、適正に児童会運営をさせていただいております。

議長： 4 年、5 年、6 年になると、塾に行き児童会をやめる傾向がある。ただ、障がい児については、そういう傾向にないと思われる。そういう子たちの利用はどうなっていますか？

小田委員： 今はデイサービスが充実している。障がいのはっきりしている児童については、デイサービスの利用が多いのではないのでしょうか？

事務局： 今は、児童会とデイサービスの併用ができるようになりましたので、デイサービスは少人数で見てもらう。児童会では地元の子と遊ぶ。両輪で利用されている方が多いです。

小田委員： 障がいの子はデイサービスに行く割合が多い。
ただ、今は障がいの診断がないが、配慮が必要な児童が多い。障がいの子が何人という計算が成り立たない。ノーマークの子の方がいろいろあります。
障がいの加算についての考え方は非常に難しい。はっきりとした障がいがあり、はっきりしたニーズがある場合はデイサービスに行くということが、この数年の大きな傾向となっている。

事務局： 障がいの認定について、グレーの場合は保育園や学校と連携し、確認しながら、アルバイトの配置を決めている。入ってからも、運営が難しい場合は加配の対応は随時行っている。

議長： まとめとして、令和 2 年から 6 年までの量の見込みについてはご承

認いただけますでしょうか？

全委員： 了承

議長： 第 2 期河内長野市子ども・子育て支援事業計画については、事務局提案の量の見込みを結論といたします。

3. 運営における課題について

質疑等

藤原委員： 少し話がずれるかもしれないが、僕 P T A の会長を 3 年やっているが、保護者から、長期休暇だけ預かってもらうことができないのかという意見があがってくることがある。できない理由はあるますか？

事務局： 教育長の説明もありましたが、放課後児童会は、健全育成事業として、1 年かけて、1 年生から 6 年生まで在籍する 1 つのクラスを作り上げるかたちで運営を行っております。最短でも 3 か月以上は入会していただく。そして放課後の生活を楽しんでいただくことをお願いしております。
そういう意味では、夏休みだけお預かりする、たんなるお預かりというかたちは、健全育成の事業としての運営とは、少し違うということで、現在させていただいていないということでございます。

事務局 課長： 追加として、一番の問題は、運営に関して、その時期だけ新しい子どもが入るということは、全く知らない新しい子への対応がある。また、今いる子への支援もある。支援員の負担が大きくなる。新しいクラスを別に作るのか。それも今の体制では難しい。長期休暇だけの預かりのニーズがあることは、重々承知しておりますが、現状の体制では難しいということです。

議長： 夏休みだけと思いながら、登録しておいて、夏休みだけゲリラ的にやってくるということは、ありませんか。

事務局： 高学年のケースとして、4 月から 6 月までは、利用が少ないが、夏休みにはしっかり使われるというケースはある。

事務局： 就労証明を確認して児童会には、入っていただいている。基本的には、4 月から児童会に入会していただいて、夏を迎えていただくようにしている。

課長

中尾委員： 私の会社は土曜日が何か月かに一度仕事がある。登録しても使わない月もある。

現在、児童会では、連絡帳で来月の土曜日の出席等を確認してくれている。そこから、大きなかい離が埋められるのではないかと思います。

それにしても、なかなか難しいですね。土曜日を使う可能性があるから登録するし。

教育長： 人の確保について児童の出席状況が前もってわかっていたら、たとえば 1 か月前にこの日が来るか来ないかはわかっていたら、人の手配は変更できるのですか？

事務局： アルバイトさんについては、調整が可能ですが、嘱託員については児童会での登録人数により、シフトを作っておりますので、1 か月前での対応は難しいです。

事務局： 2 人は支援員をおかないといけない。子ども 1 人でも支援員が 2 人という状況がある。子どもが帰ってしまったら、支援員は有休を取って帰ってもらっていることもある。

子ども 2～3 人では退屈してくることもある。支援員が工夫しているが、集団生活ができない状況がある。

これをなんとかできないのかということで、他の児童会と合体できないのか？まとめて運営した場合、まとめた地域はいいが、離れた児童会は親御さんが送ってこないといけないのでは？移動はどうするのか？などの問題がある。

できれば、土曜日の児童会は 10 人以上の人数で運営するのが望ましいと思っておりますので、何かいい案をいただけたらと思つて現状を報告させていただきました。

課長

小田委員： 気になる場所ですね。支援員さんも仕事ということです。そこに子どもがいないから、年休で帰るとするのは、仕事なので、しっくりこないところがありますね。連絡調整して、事前に対応していく必要があるでしょうね。支援員さんとの信頼関係の問題もある。また、今日も子どもたちがいないのではないのか？という支援員さんの緊張感がなくなるのが一番よくない。ある程度わかる制度をつくらないと。親御さんにとっても仕事だが、支援員さんも仕事なので、どちらも大切にしないといけない。

議長： シリアスな課題だと思いますが、今までそんなケースありましたか？

事務局： 平成 27 年度には誰も来ないことがあらかじめわかっていたので、全日休会とさせていただくことはありました。5 年ほど前は、全日休会が多くて、特に、ある放課後児童会は月の半分が全日休会ということがありました。最近はそんなに全日休会が続いている状況ではないが、子どもが数人でいる状態があります。時間が長いので、数人での状況を維持するのに、支援員が苦勞しているところがあります。

議長： 支援員を確保するのは大変だと聞いています。なのに、仕事として来てるのに、有休をとらないといけないというのが続くのは、仕事に対する信頼を損なうと思われる。危惧されるので、課題ですね。

事務局： 支援員はできれば、週 5 日、月から金で働きたい。そのため課長 には、土曜日の勤務数を減らしていきたい。土曜日の勤務のシフトを少なくする仕組みをつくりたい。

辻野委員： 以前、土曜日開設しないといけないという審議会に携わっていました。その時は、土曜日にも仕事ある。預かってもらえないと悲壮な声があり、土曜日の開設の必要性を感じたが、今は、その時より土曜日勤務が減っているのでしょうか？それとも今の子ども

は土曜日くらいは家にいれるということなののでしょうか。希望と実際の数字については、差があるのですね。

事務局： 実際土曜日開設を切実に必要としている方がいるのも重々承知しております。

また、少人数で土曜日開設することで、子どもたちがアットホームな雰囲気を楽しんでいるということも理解しております。ただ、アンケートの数字と実際利用いただく状況とは、かい離があるかもしれません。

事務局： とくに大規模校である長野などはたくさんの人数が来るので
課長 いいけれど、単数のクラスについて問題があります。

4. 支援を要する児童について

質疑等

小田委員： 全体の傾向として、子どもの絶対数が減ってきている、ただ、支援が必要な子どもたちの数は増えている。支援学級が相当な数になっている。絶対数の関係でいうと、本当に大きな数字になっている。そういった傾向がある。

今までは、発達障がいの可能性のある子どもたちが話題になってきていたが、今はそれだけでなく、あわせて、愛着の課題がクローズアップされている。信頼ができる大人と関係ができなかった子どもたちがいる。

アタッチメント、愛着の面で課題があると、ちょっと何かあったら、きれる。なにかあったら、反発する。

それに発達障がいがかからむと、大変になる。また、愛着の課題では、手帳を持っていない子が多い。はっきり支援が始まっている子と始まっていない子では、始まっていない子の方が課題が大きい。何が障がい、障がいではないのかと言う線引きが難しい。

支援が必要か必要でないかではなく、すべてが安心できる環境をつくっていくことが大事なこと。

見てわかる方法、今何をするか、何時までするのか、見てわかるすなわち構造化すること。全員わかるような環境が大事。全員がルールをわかるようにすることが大切です。

あと、前から伝えているが、小学校との連携が大切。小学校でうまくいっていることが、児童会で連携できているかということが大切。連携取れてなかったら、対応の仕方がころっと変わってしまうと、子どもたちがゆるんでしまう。
学校の守秘義務との問題があるが、その間を埋めるのがハート。（サポートブック）保護者の責任で連携に使うアイテム。
児童会と小学校の連携を強めていただくことが大切。
もう一つは、研修のなかで、支援員の人数が増えたらなんとかなるという問題ではない。
ケース会議もやっていくことが必要です。全体研修だけでなく、ケース会議は、他の場面にもつながっていく。具体的になる。
一筋縄ではいかない子どもたちには、いろんな研究が必要。そうしたことが経験できると、支援員の先生も、支援について面白いなと感じていただけるのでは。支援が必要な子どもたちは、より愛着が増すこと、密接になることがある。それを大切にしていきたいなと思います。

議長： 連携と言う面では、小学校ではどうでしょうか？

寫田委員： 個人的なことで、児童会には言えていないこともあるが、おおむね子どもに関して、お互いに連携は取れている。安心していかせる。安心して帰ってもらう。帰ってもらうにしても、児童会に見守り隊さんが来てくれている。いい形で地域の方が関わってくれている。
早退したら早退しているなど、連絡を密に取り合いながら、どの先生もできるようにしている。管理職だけではなく、お互いにそれが分かっている状況は心がけています。

中尾委員： 保護者としては、学校で起こったことについては、支援員さんが知ってくれていたら、うまくいくのになと思う。特に小さい学校では、教室のお友達が、放課後児童会にもいる。学校でもめたことを児童会にも持っていくので、情報連携してほしいと強く思います。
個人情報の問題はあるが、保護者としてはなんでも共有してもらった方がいいと思っている。保護者の顔を見ながら、子どもを見ながら切り分けてもらったと思います。

手帳を持っている子、手帳持っていないなくても問題行動を起こす子、でも、普通の子でも問題行動を起こすので、情報連携していただくようお願いしたい。

小田委員： 情報連携においては、まず保護者にも伝えて、児童会にも伝えておきますよというような情報の出し方が大切ではないでしょうか。
学校から保護者そして放課後児童会と、矢印がたくさんある形がいいのではないかと思います。

他に意見がなければ、これで、審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。